

## 和歌山大学と阪南市との連携協力に関する協定書

和歌山大学（以下「甲」という。）と阪南市（以下「乙」という。）は、次のとおり、地域貢献の推進と学術振興の発展に向けて連携協力するための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、産業、まちづくり等の分野において、地域振興及び相互の交流を深めるとともに、市域の成長・発展並びに大学の活性化を推進することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を実現するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 地域振興に向けた調査研究及び事業に関する事項
- （2） 地域振興に係る情報の発信及び活用に関する事項
- （3） 連携協力を寄与する事項
- （4） その他甲乙が必要と認める事項

### （連絡調整窓口）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲乙に窓口を設け必要な連絡調整を行う。

### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、同一内容でさらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

### （その他）

第5条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙が協議し、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各1通を所有するものとする。

令和2年8月19日

甲 和歌山県和歌山市栄谷 930 番地  
和歌山大学  
学 長

伊東千尋



乙 大阪府阪南市尾崎町 35-1  
阪南市  
市 長

水野 謙

